

第1章 総則

1 目的

この給水装置工事設計施行指針（以下「施行指針」という。）は、水道法、同法施行令、同法施行規則、給水装置の構造及び材質に関する省令、福島市水道条例、同施行規程等に基づき、給水装置工事の設計、施行及び検査等の実務を適正かつ合理的に行なうため、必要な事項を定めることを目的とする。

この施行指針における用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「法」とは、水道法をいう。
- (2)「施行令」とは、水道法施行令をいう。
- (3)「施行規則」とは、水道法施行規則をいう。
- (4)「基準省令」とは、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令をいう。
- (5)「条例」とは、福島市水道条例をいう。
- (6)「施行規程」とは、福島市水道条例施行規程をいう。
- (7)「指定工事事業者規程」とは、福島市上下水道局指定給水装置工事事業者規程をいう。
- (8)「管理者」とは、福島市水道事業管理者をいう。
- (9)「指定工事事業者」とは、福島市上下水道局指定給水装置工事事業者をいう。
- (10)「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

2 給水装置の定義

(1)「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。(法第3条9項)・(条例第3条)

①配水管とは、配水池又はポンプを起点として配水するために布設した管をいう。

②給水管とは、需要者が給水の目的で、配水管及び他の給水管から分岐し布設する管をいう。

③給水用具とは、給水管と直結して、有圧のままで給水できる用具をいう。

(2)「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

(法第3条11項)

3 給水装置の種類

(1) 給水装置は、次の2種とする。

①専用給水装置とは、1世帯又は1個所で専用するものをいう。

②私設消火栓とは、消防又は消防の演習の用に供するものをいう。（条例第4条）

4 給水装置工事の種類

給水装置工事は次の種類とする。

(1)「新設工事」とは、新たに給水装置を設ける工事をいう。

(2)「改造工事」とは、既設給水装置の原形を変える工事をいう。

①給水管及び給水用具の口径を変更する工事

②給水管及び給水用具を建築物の改築や建て替えて一新する工事

③給水管種の変更及び給水用具の増設、又は一部を撤去する工事

④給水管及び給水用具の位置を変更する工事

(3)「撤去工事」とは、給水装置を撤去（廃止）する工事、又は配水管や他の給水装置の分岐部から取り外す工事をいう。

(4)「修繕工事」とは、給水装置の原形を変えないで給水管、給水用具の部分的な破損箇所を修復する工事をいう。ただし、軽微な変更*は除く。（法第16条の2第3項）

*「軽微な変更」とは、単独水栓の取替え及び補修並びにコマ、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

（施行規則第13条）

5 指定給水装置工事事業者制度

指定給水装置工事事業者制度は、水道の需要者の給水装置の構造及び材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる、と認められる者を指定する制度である。

指定工事事業者が行う給水装置工事の技術力を確保するため、その核となる給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）について、国家試験により全国一律の資格を付与することとし、指定工事事業者について、水道事業者による指定基準を法で全国一律に定めている。

指定基準は、次のように定められている。(法第 25 条の 3)

- (1) 事業者ごとに、主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 国土交通省令で定める機械器具を有する者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ①心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
 - ②成年被後見人若しくは被保佐人、又は破産者で復権を得ない者。
 - ③水道法に違反して、刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者。
 - ④法第 25 条の 11 第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者。
 - ⑤その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
 - ⑥法人であって、その役員のうちに①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの
- (4) 水道事業者は、指定基準を満たす工事事業者から申請があれば指定しなければならないこととしている。一方、指定工事事業者については、施行規則で定める事業運営の基準に従って事業を行わなければならないこと、水道事業者の要求があれば、水道事業者が行う給水装置の検査に主任技術者を立ち会わせること、報告又は資料の提出をしなければならないことなど、水道事業者が法に基づいて行う監督に服さなければならないこととしている。

6 指定工事事業者の事業運営の基準

(1) 指定工事事業者は、次に定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。 (法第 25 条の 8)
--

- ①工事ごとに、選任した主任技術者のうちから、職務を行う者を指名すること。
- ②配水管から分岐して給水管を設ける工事及び配水管への取付口からメーターまでの工事を施行する場合は、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

- ③あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- ④主任技術者及びその他の工事に従事する者の技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- ⑤次の行為は行わないこと。
 - ア 基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- ⑥施行した工事ごとに、当該工事に指名した主任技術者に次の記録を作成させ、作成の日から 3 年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 主任技術者の氏名
 - オ しゅん工図
 - カ 工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - キ 給水装置の構造・材質が施行令で定める基準適合の確認方法及びその結果

(2) 指定工事事業者は、指定申請の事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止若しくは再開したときは、管理者に届け出なければならない。(法第 25 条の 7)

- ①変更の届出は、変更のあった日から 30 日以内
- ②事業の廃止・休止の届出は、廃止・休止の日から 30 日以内
- ③事業の再開の届出は、再開の日から 30 日以内

(3) 選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 2 週間以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

(施行規則第 21 条第 2 項)

7 給水装置工事主任技術者制度

(1) 主任技術者の役割と職務 (法第 25 条の 4 第 3 項)

主任技術者は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の工事ごとに工事事業者から指名され、調査、計画、施行、検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理等、次の職務を誠実に行う。

- ①給水装置工事に関する技術上の管理
- ②給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- ③給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第 6 条の基準に適合していることの確認
- ④給水装置工事に係る次の事項についての、水道事業者との連絡又は調整
 - ア 給水管を配水管から分岐する工事を施行しようとする場合における配水管の布設位置の確認に関する連絡調整
 - イ アの工事及び給水管の取付け口から水道メーターまでの工事を施行しようとする場合の工法、工期、その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完成したときの連絡を主任技術者は、水の衛生確保の重要性についての自覚と、給水装置工事の各段階を適正に行うことができるだけの知識と経験を有し、配管工などの給水装置工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべき者である。

(2) 主任技術者の建設業法上の位置付け

給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後、1 年以上の実務経験があれば、建設業の許可基準の一つである営業所専任技術者になることができる。

(3) 給水装置工事に従事する者の責務 (法第 25 条の 4 第 4 項)

給水装置工事の現場において工事の作業を行う、又は監督する従事者をはじめとして、給水装置工事に従事する者は、法第 25 条の 4 第 4 項により「主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。」とされている。

これは、主任技術者が前述した職務を十分に発揮できるようにするためには、主任技術者が職務上行う従業員に対する指導に、実効性を持たせることが不可欠だからである。

また、所属する指定工事事業者の技術者や技能者の技術力向上のため、主任技術者が給水装置工事に関する知識や経験を伝達する社内研修などの場を設けることが期待される。

8 給水装置工事配管技能者制度

(1) 制定の根拠

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管の取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

(施行規則 36 条の二)

(2) 給水装置工事配管技能者

① (財) 給水工事技術振興財団が、配水管からの分岐穿孔及び以降の配管工事等において、「適切な技能を有する者」と認めたものに対し付与した全国統一的な「給水装置工事配管技能者講習会」の修了者。また、同財団が平成 24 年度から実施した「給水装置工事配管技能検定会」の合格者。

② 既に各水道事業体等において類似の名称の資格を取得している者が、①の「給水装置工事配管技能者講習会」と同等、又は同等以上の講習経過を経て、その資格を取得したと認定できる者。